



府食第662号
令和2年10月5日

食品安全委員会委員長 佐藤 洋 殿

研究・調査企画会議

事前・中間評価部会 座長 山本 茂貴

令和2年度食品安全確保総合調査追加課題（案）について

このことについて、令和2年9月30日に開催した令和2年度研究・調査企画会議事前・中間評価部会（第5回）における審議の結果、別添のとおり取りまとめましたので、報告いたします。

(別添)

令和2年度

食品安全確保総合調査追加課題（案）について

令和2年9月

食品安全委員会 研究・調査企画会議

事前・中間評価部会

令和2年度食品安全確保総合調査追加課題（案）

番号	調査課題	調査目的
1	<p>FAO/WHO による新たな食品中の微生物リスク評価手法に関する調査</p>	<p>カンピロバクター、ノロウイルス、アニサキス等の病原微生物によるヒトへの食品健康影響を評価するための評価手法については、食品安全委員会は、平成 19 年に「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）」（以下「評価指針（暫定版）」という。）を定め、それ以降、評価指針（暫定版）に基づき、腸管出血性大腸菌 O157 やカンピロバクターに関する食品健康影響評価やリスクプロファイルの作成等を行っている。</p> <p>評価指針（暫定版）は、国際機関や海外政府機関による食品中の微生物リスク評価のための参考を作成されたものである。特に、FAO/WHO が作成した微生物リスク評価のための関連文書*については、食品リスク評価機関が、食品に含まれる病原微生物による健康被害がどの程度であるか定量的あるいは定性的に評価するためのリスク評価手法を体系的にとりまとめたものであり、評価指針（暫定版）の基礎となっている。</p> <p>現在、Joint FAO/WHO Expert Meetings on Microbiological Risk Assessment (JEMRA) on Methodologies of Microbiological Risk Assessment においては、最新の知見を加えつつ、これらの関連文書を統合した新たな微生物リスク評価ガイダンスを作成中であり、本年 6 月には Draft Guidance of Microbiological Risk Assessment for Food（以下「ガイダンス案」という。）が公開されたところである。ガイダンス案は、微生物リスク評価のためのデータの収集や活用、定性的あるいは定量的なリスク評価手法、予測微生物学の活用など、評価指針（暫定版）にも活用が考えられる新規追加事項も含まれている。</p> <p>このようことから、本調査においては、ガイダンス案について専門的な観点からその内容を分析し、評価指針（暫定版）の改正を検討するための情報を得ることを目的とする。</p>

*: Hazard characterization for Pathogens in food and water (2003),
 Exposure assessment of microbiological hazards in food (2008),
 Risk characterization of microbiological hazards in food (2009).